

2 経営第 3406 号  
令和 3 年 3 月 29 日

東京都産業労働局農林水産部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第 5 の 1 の (5) の農  
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものの一部改正について

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第 5 の 1 の (5) の農林水産省  
経営局金融調整課長が別に定めるもの(令和 2 年 3 月 30 日元経営第 3239 号農林水産省経  
営局金融調整課長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

